明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三八）　一

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　三

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**七）　三

〔**省　令**〕

○電気関係報告規則等の一部を改正する省令（**経済産業**四四）　三

〔**告　示**〕

○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**五一）　四

○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**四）　五

○労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**六）　六

○チルドハンバーグステーキ品質表示基準の一部を改正する件（**消費者庁**三）　六

○チルドミートボール品質表示基準の一部を改正する件（**同**四）　七

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**三八〇）　七

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**三八一）　八

○チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一四七四）　八

○チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件（**同**一四七五）　八

○チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一四七六）　八

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**一四七七～一四八五）　八

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**一三九）　二

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一三一）　三

○道路に関する件（**中国地方整備局**八四）　三

〔**官庁報告**〕

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　三

伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　三

キャンプ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　三

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、第三十八回下水道技術検定実施、第二十六回下水道管理技術認定試験実施、プログラムの著作物に係る登録関係　六〇

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　六二

会社その他

会社決算公告　六三

府　令

○内閣府令第三十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項を次のように改める。

令第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

第十七条の三第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第十七条の三第一項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改め、同条第二項第三号の二中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条の十六第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務